

沼津市地区自治会補助金交付要綱

昭和62年11月27日

告示第75号

(目的)

第1条 市長は、自治会の円滑なる運営と市事務の周知連絡を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「自治会」とは、健全な地域づくりと地区住民の福祉のために設けられた各地区の自治組織をいう。

(補助金)

第3条 補助金は、自治会事務費の一部を助成するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。

付 則（平成13年10月23日告示第 114号）

この告示は、公示の日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。